

一級河川北上川水系小山田川における
公募型堆積土砂採取事業募集要項

1 趣旨

この要項は、宮城県が河川掘削を行う際に発生する土砂（以下「掘削土砂」という。）を採取するため、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けようとする事業者（以下「土砂採取申込者」という。）を公募する一級河川北上川水系小山田川における公募型堆積土砂採取事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格要件

土砂採取申込者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 宮城県知事から砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は既に申請中で公募期間内に登録を受ける見込みがあること。
- (2) 宮城県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (5) 土砂採取申込書の提出期限前2年以内に、河川法及び砂利採取法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (6) 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設省河発第83号）第7に該当しないこと。
- (7) 次に掲げる法人等でないこと。
 - イ 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等
 - ロ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等

3 公募対象箇所及び採取期間等

- (1) 河川の名称 一級河川 北上川水系 小山田川
- (2) 採取場所 （別添位置図及び平面図のとおり）
- (3) 土砂の土質、種別及び数量等 （別添試験結果のとおり）
- (4) 採取期間 許可の日から令和3年9月30日まで
- (5) 土砂採取に当たっての条件
 - イ 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通産・建設省令第1号）第9条に規定する業務状況報告書を、毎月、採取を行った月の翌月10日までに、東部土木事務所長に提出すること。なお、東部土木事務所は提出された報告書（写し）を速やかに北部土木事務所（栗原地域事務所）へ提供すること。
 - ロ 採取した砂利等の洗浄に当たっては、汚濁水処理のため沈殿施設を設置して、適宜に沈殿処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に適切な水質の水を排出すること。
 - ハ 洗浄した砂利等は水切りをした後に運搬すること。

(6) その他応募に当たっての注意事項

4 公募期間及び採取申込手続

(1) 公募期間は、次のとおりとする。

令和3年1月21日(木) 午前8時30分から

令和3年2月3日(水) 午後5時まで(郵送の場合は締切日必着のこと。)

(2) 土砂採取申込者は、「土砂採取申込書」(様式第2号)及び「採取計画書」(様式第3号)(以下「申込書等」という。)を(1)の公募期間内に東部土木事務所長に提出すること。

申込書等の提出先及び提出方法は、次のとおりとする。

イ 申込書等の提出先

〒987-0511

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

東部土木事務所登米地域事務所 河川砂防第一班

電話：0220-22-2763

FAX：0220-22-7534

E-mail：et-tmdbkks@pref.miyagi.lg.jp (河川砂防第一班代表)

ロ 申込書等の提出方法

書面により、イに定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、受付時間(開庁日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))内に提出すること。

5 砂利採取計画認可手数料

採取地が栗原市であるため、北部土木事務所(栗原地域事務所)の管轄となります。

よって、北部土木事務所(栗原地域事務所)は、この要項による土砂等の採取に当たっては、手数料条例(平成12年宮城県条例第19号)に基づく手数料を徴収する。

6 河川産出物採取料

5と同様に、管轄は北部土木事務所(栗原地域事務所)となります。

北部土木事務所(栗原地域事務所)は、この要項による土砂等の採取に当たっては、流水占用料等条例(平成12年宮城県条例第78号)第6条第2項第4項の規定により、河川産出物採取料を免除できるものとする。

7 ホームページへの掲載

令和3年1月21日(木)から一級河川北上川水系小山田川における公募型堆積土砂採取事業募集要項を下記に掲載する。

宮城県東部土木事務所(登米地域事務所)ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/>

8 本要項に対する質問等

(1) 質問の期限は、公募を開始した日の翌日から公募期間終了日の5日前までとする。

(2) 質問方法は、電子メール、電話又はFAXによるものとし、4(2)イに示す問い合わせ先に行うこと。

(3) 質問に対する回答は、ホームページ上に掲載する。

9 申込書等に関するヒアリング

東部土木事務所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施する。

10 土砂の試掘

土砂採取申込者は、東部土木事務所長の承諾を得て、公募対象箇所の試掘を行うことができる。

11 土砂採取申込者の決定

東部土木事務所長は、土砂採取申込者から提出された申込書等の内容に関して、所内に設置する選定委員会で審査を行い、決定する。この場合、選定委員会の会議は非公開とする。

なお、土砂の量や土砂採取申込者の能力等から勘案し、河川工事を速やかに施行する上で必要がある場合には、複数者を選定することがある。

- (1) 2に定める土砂採取申込者の資格の要件を満たしていること。
- (2) 採取した土砂等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他砂利の処理方法が有用であること。
- (3) 土砂等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法が適切であること。
- (4) 施工に関して出水時の対応を含む安全対策が適切であること。

12 土砂採取予定者の決定及び通知

東部土木事務所長は、選定した土砂採取予定者に対しては、様式第4号により、それ以外の者には第5号により通知する。

13 土砂採取予定者の公表

東部土木事務所長は、土砂採取予定者の決定後、土砂採取予定者の決定結果を閲覧に供し、土砂採取予定者をホームページに掲載する。

14 土砂の採取量に係る協議

東部土木事務所長は、土砂採取量について土砂採取予定者と協議し決定する。

15 採取計画の中止

東部土木事務所長は、公募による土砂採取を中止せざるを得ない事由が認められた場合又は13の協議において土砂採取予定者と土砂採取量の合意に至らなかった場合は、文書により土砂採取予定者に採取の中止を通知する。

16 土砂等の採取に係る許認可手続

- (1) 土砂採取予定者は、11の通知の日から30日以内に、河川法第25条の規定による土石等の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請手続を行うこと。この場合、許認可の申請に要する諸費用は、土砂採取申込者の負担とする。なお、申請先については、北部土木事務所（栗原地域事務所）となります
- (2) 東部土木事務所長は、前号の許認可の申請に必要な図面及び書類のうち、現場調査により県が有する図面等の調査結果に関しては、土砂採取予定者に提供する。ただし、民有地の起工承

諾書及び利害関係者から得た同意書等は除き、申請時には省略可能とする。

- (3) やむを得ない事由により、3(4)に掲げる採取期間内に採取が完了しなかった場合は、(1)の許認可に関して期間の変更申請手続を行うこと。

17 土砂等の採取に係る許認可に当たって付される主要な条件

- (1) この募集要項による掘削土砂の採取については、採取計画書を遵守すること。また、採取後は、速やかに北部土木事務所長（栗原地域事務所）から完了検査を受けること。
- (2) 土砂等の採取及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、土砂採取予定者の責任において解決すること。

18 その他

宮城県砂利採取計画認可事務取扱基準第20の別に定める基準は以下のとおりとする。

- (1) 採取認可数量 2,600 m³以内
- (2) 採取認可期間 許可の日から令和3年9月30日までの期間内

19 留意事項

この要項の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 公募対象箇所内の土砂の採取は、土砂採取予定者のみが許認可を受け、実施することができる。
- (3) 土砂採取予定者は、採取した土砂等を全量河川区域外に搬出し、適切に処理しなければならない。

土砂採取申込書

年 月 日

宮城県東部土木事務所長 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
砂利採取業者登録年月日
砂利採取業者登録番号

印

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 河川（ダム）名
採取場所
- 2 採取計画
別添採取計画書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 商業登記簿
 - (2) 定款
 - (3) 骨材等製造プラントの確保に係る証明書

記入に当たっての注意事項等

- ※1 申込者が複数で、本様式を共同で提出する場合は、代表者のみ本様式に記載し、他の者については別紙1に記載すること。
法人は、名称、及び代表者名を記入すること。
- ※2 複数の掘削場所を希望する場合であっても、本様式1枚につき1掘削場所とすること。
- ※3 砂利採取業者の登録を受ける見込みのときは、登録申請書の写しを添付すること。
- ※4 骨材等製造プラントの確保に係る証明書については別紙2を使用すること。
なお、申込者の中（複数者の場合はグループの中）にプラント所有者がいる場合とない場合で文面が異なるので注意すること。
- ※5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

別紙 2 (申込者がプラントを所有している場合)

骨材等製造プラントの確保に係る証明書

年 月 日

宮城県東部土木事務所長 殿

プラント所有者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

私は、下記のとおり骨材等製造プラントを所有しています。

記

- 1 プラント所在地
- 2 プラントを所有している事実を確認する書類

注) 所有している事実を確認する書類は、洗浄プラントの認可証の写し、固定資産税償却資産申告書(明細書)など。

別紙2（申込者がプラントを所有していない場合）

骨材等製造プラントの確保に係る証明書

年 月 日

宮城県東部土木事務所長 殿

プラント所有者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印

私は、自己の所有する骨材等製造プラントにおいて、（ 申 込 者 ）が（に、）
採取した土砂の選別・洗浄作業を行います（行わせませす）。

記

- 1 プラント所在地
- 2 プラントを所有している事実を確認する書類

注1）所有している事実を確認する書類は、洗浄プラントの認可証の写し、固定資産
税償却資産申告書（明細書）など。

注2）（申込者）については、申込者が複数の場合には、グループの代表者を記載する
こと。また、プラント所有者が選別・洗浄作業を行う場合と、申込者自身がプラ
ントを借りて選別・洗浄作業を行う場合とで表現が異なるので注意すること。

氏名又は名称（ふりがな）	
住所又は所在地連絡先（TEL）	
代表者氏名（ふりがな）	
担当者名（ふりがな） 連絡先（TEL）	
砂利採取業者の登録年月日 及び登録番号	
骨材等製造プラントの 所有者の氏名及び住所	
採取した土砂の洗浄選別の方法	
採取した土砂の運搬方法及び 経路（国・県道への経路，プラ ントへの経路）	
確保できるダンプの台数	
不用残土の搬出の可否	
ストックヤードの容量	
採取を希望する土砂の数量	
主な販売予定先及び販売予定量 （県内・県外の別）	
試掘希望の有無	

注1) 複数者で申込みを行っている場合には、「氏名又は名称」、「住所又は所在地連絡先（TEL）」、「代表者氏名」、「砂利採取業者の登録年月日及び登録番号」の各欄については、グループの代表者に係る分のみを記載し、他の欄については、グループ全体に係る分について記載すること。

注2) 採取した土砂の運搬経路については、適当な縮尺の地図に経路を明示したものを添付すること。

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

殿

宮城県東部土木事務所長

土砂採取申込の審査結果について（通知）

〇級河川〇〇川水系〇〇川（〇〇ダム）（右岸（左岸） 番地先から 番地先）
の土砂については、あなたが土砂採取予定者に選定されました。

つきましては、河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定に
よる認可の申請手続を速やかに行うようお願いいたします。

なお、申請手続等について御不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせ
してください。

記

問い合わせ先

宮城県〇〇土木事務所（〇〇ダム総合事務所）担当班

所在地

電 話

様式第5号

文 書 番 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

殿

宮城県東部土木事務所長

土砂採取申込の審査結果について（通知）

○級河川○○川水系○○川（○○ダム）右岸（左岸）番地先から番地先）の土砂について、あなたは土砂採取予定者に選定されませんでした。

なお、御不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

記

問い合わせ先

宮城県東部土木事務所 登米地域事務所 河川砂防第一班

所在地

電 話